



子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

長野県子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

下記の①および②に当てはまる方

- ① ■令和5年3月31日時点で、
18歳未満の児童(特別児童扶養手当対象児童の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
であって
- ② { ■ **令和5年度住民税所得割非課税** である方
もしくは
■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税所得割非課税相当 の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **3万円**

3. 給付金の支給手続き

飯山市役所 子ども育成課 にご相談ください

電話番号：0269-67-0741

受付時間：平日8:30～17:00



「長野県子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに長野県や飯山市、厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。